

●お知らせ●

## 大学等における学生の消費者啓発の推進について

文部科学省

17高学支第110号

平成18年3月1日

各国公立大学学生部長（担当職）  
各国公立短期大学事務部長（担当職） 殿  
各国公立高等専門学校事務部長（担当職）

文部科学省高等教育局学生支援課長

村田 善 則

(印影印刷)

### 大学等における学生の消費者啓発の推進について

各大学等におかれましては、多様な学生が入学する中で、学生に対する教育や指導の改善、学生生活の支援の充実、消費者取引に係る学生への啓発の推進に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

学生の消費者啓発の推進については、平成17年6月20日付け17高学支第29号で通知しているところですが、独立行政法人国民生活センターによると、学生からの消費生活に関する相談は、年々増加する状況となっております。特に、最近では、不当請求やインターネット、クレジットカードなどの相談が目立っており、その被害防止が非常に重要な課題となっております。(別紙1参照)

このため、新入生の受入れや在学生の進級が行われる重要な時期に際し、学生への消費者生活における啓発を一層進めていただくために今回通知を行うものであります。

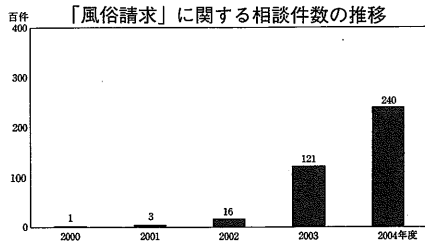
貴職におかれましては、各大学等の取組み事例（別紙2）を参考にしながら、学生に対する消費者生活啓発の取組の充実を図っていただくとともに、不当請求やカード被害などの消費者トラブル事例（別紙3）について情報提供を図るなど、新入生を含めた全ての学生に対する啓発活動を一層推進していただき、消費者被害の防止に努めていただくようお願いいたします。

本件担当：文部科学省高等教育局学生支援課厚生係・活動支援係

TEL 03-5253-4111（内線：2519）

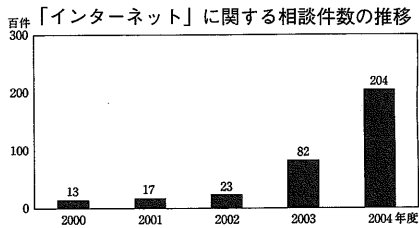
(2) 風俗関係

「風俗関係」に関する相談件数は約240百件（2004年度）。



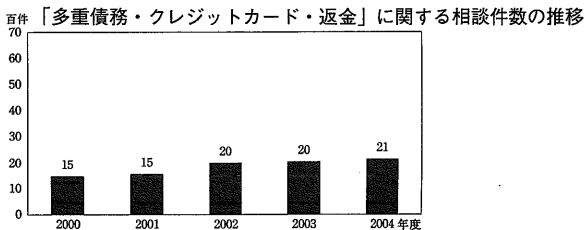
(3) インターネット

「インターネット」に関する相談件数は約204百件（2004年度）。



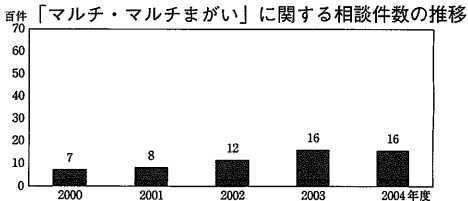
(4) 多重債務・クレジットカード・返金

「多重債務・クレジットカード・返金」に関する相談件数は約21百件（2004年度）。



(5) マルチ・マルチまがい

「マルチ・マルチまがい」に関する相談件数は、約16百件（2004年度）。



(出典) 国民生活センターP I O-N E T調べ。(但し、「総相談件数」は17年5月まで登録分で、「学生からの相談件数」は17年11月まで登録分を示す。)

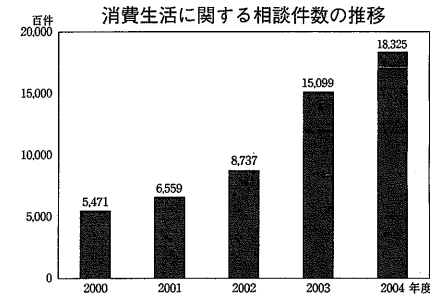
別紙1 消費生活に関する相談について（2000年度～2004年度）

消費生活に関する相談件数については、各都道府県等が設置している消費生活センター等の数値を独立行政法人国民生活センターがまとめたものです。

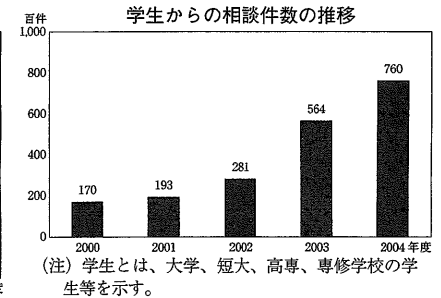
「総相談件数」を見ると、2000年度から2004年度の4年間で約3.3倍（約55万件→約183万件）となっています。

一方、「学生からの相談件数（総数）」では、4年間で約4.5倍（約1万7千件→約7万6千件）となっており、学生からの相談件数の増加が著しいことがわかります。

1. 総相談件数



2. 学生からの相談件数（総数）



3. 学生からの相談件数（主な内訳）

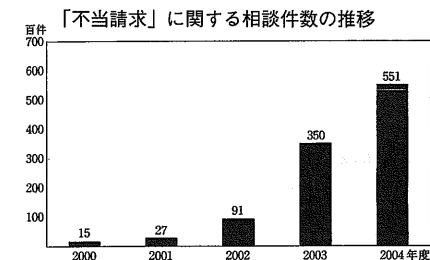
学生からの相談件数の内訳としては、多い順に「不当請求」「風俗関係」「インターネット」となっています。

また、近年、学生の被害が目立っているカード被害やマルチ商法の状況も表示しています。

ただし、これらの内訳については、理由が重複している場合もあり、合計すると、相談総件数を超えています。

(1) 不当請求

「不当請求」に関する相談件数は約551百件（2004年度）。



### 別紙3 若年層が陥りやすい消費者トラブル事例

#### 1. 迷惑メールがきっかけの不当請求

パソコンや携帯電話へ届いた「出会い系サイト」や「アダルト系サイト」の広告メールにうっかり接続してしまったり、利用料金の請求がきてしまった。

**【事例】**携帯電話に、出会い系サイトの広告メールが届いた。興味本位でちょっと覗いてみてから削除しようとURLをクリックしてみたら、いきなり次の画面に「入会完了！ 5日以内に3万円支払ってください」と表示された。

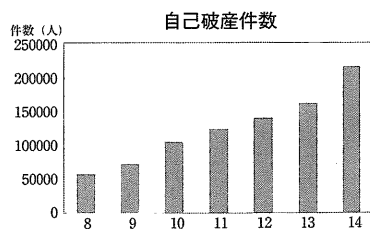
ここがポイント！

- (1) サービスを利用（契約）しようとして接続したわけでなければ支払いの義務はありません。
- (2) 事業者に戻信し、自分の名前や電話番号などを教えると、次の被害につながるがあるので、個人情報に絶対に教えないこと。
- (3) 身に覚えのないメールのURLには興味本位で接続しないことが第一です。
- (4) 迷惑メールを受信しないために、文字数が多く複雑なメールアドレスにしたり、各種サービス（フィルタリング機能）を活用しましょう。
- (5) 脅迫されたら警察へ。

#### 2. 多重債務

クレジットカードで楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でもこれは借金。複数の金融機関やカード会社から多額の借金をして、返済が困難になった人を多重債務者と言います。

- (1) クレジットの無計画な利用、消費者金融等からの安易な借入で多額の債務を抱え、自分で返済できずに自己破産するケースが急増しています。
- (2) クレジット等の利用は、月々の収入でゆとりをもって返済できる範囲で利用することが鉄則です。無計画で安易にクレジットを利用していると、多額の借金を抱えることになります。もし、返済に困ったら、財団法人日本クレジットカウンセリング協会（TEL：03-3226-0121）に御相談を。
- (3) また、カードの盗難やデータを盗んで偽造する犯罪が急増しています。利用するときは目を離さない、人には貸さない等、カード利用の基本的なルールを守ることが肝心です。



#### 3. マルチ商法

個人を商品等の販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入になると、組織を連鎖的に拡大する商法。

**【事例】**サークルの友人から連絡があり、割のいいバイトがあると誘われセミナー会場に行った。会場では「健康食品を購入し、友達に売ればマージンが入る。勝ち組になれる。」と誘われた。

### 別紙2 各大学等における消費者被害防止のための取組み事例

#### 1. 学生に対する取組みについて

##### (1) 新入生対象

- 新入生ガイダンスにおいて、「悪徳商法など各種勧誘」や「クレジットカードの適切な利用」等を明記したパンフレットを大学が作成・配布し、注意喚起を実施。
- 新入生オリエンテーションにおいて、警察署や消費生活センターから講師を招き、消費者問題の現状やその対応策についての講演を実施。
- 新入生の入学手続きの際に、「悪徳商法」や「振り込め詐欺」などひとり暮らしにおける注意事項を配布。
- 合格発表時の合格掲示板に、勧誘に関する注意喚起の文面を掲示するとともに、合格通知時の中でも同様の注意喚起を実施。

##### (2) 在学生対象

- 教養科目などで消費者教育に関する授業科目を開設し、消費者権利や消費者問題の解決策などについての講義を実施。
- 学生の修学や学生生活の指導等を行うために指導教員（学内の教員が学生10人程度を担当）を配置し、定期的に学生と指導教員による懇談会を実施し、消費者問題を含む学生生活全般についての指導や助言を実施。
- 学生向けのホームページで、資格商法やヤミ金融などの「悪徳商法」に関する注意喚起を行うとともに、具体的にクーリング・オフの手続き方法を紹介。

#### 2. 教員や職員の指導内容等の充実について

- 学生生活の指導を行う教員に対し、消費者問題を含む学生生活指導の内容やその方法について指示している手引書を配布。
- 消費生活センターが実施している消費者問題に関する研修会に学生支援担当職員が参加し、被害の新たな方法や対応策を理解し、学生に対する消費者問題に関する指導に反映。

#### 3. 地域との連携について

- 消費者被害防止のため、地域の消費生活センターや警察署、学校関係者が一体となってネットワークを形成し、定期的に会議を開催し、情報交換を行うなど連携体制を強化。
- 学生が被害を受けた際に、大学職員が警察署や消費生活センターへ連絡し、被害学生の保護又は被害額等返還などの対応について協力依頼。また、新聞社の協力も得て、他の学生が同様の被害を受けないよう、広報を実施。
- 消費者被害を受けた学生の対応として、大学職員が被害学生を警察署の安全相談室や消費生活センターに連れて行き、直接の相談を実施。

#### 4. その他の取組みについて

- 大学祭において学生自治体が主催し、消費生活センター等の消費啓発講座を実施。
- 悪質商法業者などが大学に立ち入った際に、関係職員による見回りを実施。
- 弁護士や県民センター職員による消費者被害防止に関する講演会を実施。

**【事例】** 自分のブログに、アフィリエイトの報酬料率の高い健康食品の広告を掲載し、「飲んだだけで5kgやせた」などと書き込んでいたところ、このブログを読んで購入した人から文句を言われた。

ここがポイント！

- (1) インターネット上で情報発信するには、正確な情報を記載しましょう。他人の権利を侵害したり、虚偽の説明をしたりすると、法的な責任を問われる可能性もあります。
- (2) 「楽しんで儲かる」方法はありません。アフィリエイトとして成功している人は、買い手にとって魅力的なサイトとし、信頼を得るため、多くの時間をかけて努力しています。

#### 6. アポイントメントセールス、キャッチセールス

電話で「あなたが特別に選ばれました。〇〇を取りに来てください」などと言って販売目的を告げずに事務所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールス。

駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れていき、商品やサービス等を販売するキャッチセールス。

**【事例】** 街で「美容に関する調査をしています。協力してくれたら、化粧品のサンプルを差し上げます」と声をかけられた。営業所についていきアンケートに答えたが、その後、高額なエステの契約を勧められた。

閉め切った部屋で勧誘され、契約しないと帰れない雰囲気だった。

ここがポイント！

- (1) どちらの商法も事業者の営業所などに連れて行かれ、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。
- (2) 「タダ」に釣られて、簡単について行かないことが肝心です。
- (3) 不要な商品の販売には、毅然と断りましょう。

#### 7. デート（恋人）商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、それにつけ込んでアクセサリーなど高額な商品を販売する商法。

**【事例】** 携帯の「出会い系」サイトで知り合った異性から、「今度デートしようよ」と誘われた。デートの途中、自分がデザインしたアクセサリーを展示しているイベントをやっていると連れて行かれ、好きだったらアクセサリーを購入するよう勧められた。嫌われたくないからクレジットカードで契約してしまった。

ここがポイント！

- (1) 恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。
- (2) 一度買ってしまえば、また購入してもらえと思われ、次々に商品をせがまれることがあります。
- (3) 出会いのきっかけが携帯電話の「メル友」や出会い系サイトの場合は要注意です。

ここがポイント！

- (1) 悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのよう勧誘してることがあります。「必ず儲かる」ウマイ話はありません。
- (2) 多量の商品を購入しても思ったように売れず、売れ残りの商品や借金を抱えてしまうリスクもあります。
- (3) 大学の友人、先輩、後輩を勧誘することが多いため、学校内での信頼や友人関係を壊すことになりかねません。
- (4) なお、商品が介在しない、いわゆる「ねずみ講」は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されています。

#### 4. オンラインショッピング・ネットオークション

インターネット上で契約の申込み等を行うインターネット通信販売が普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりましたが……

**【事例】** ネットオークションで、欲しかったパソコンを落札したので、代金を振り込んだが、なかなか商品が届かない。そのうち、出品者と連絡が取れなくなってしまった。

**【事例】** ネットオークションで、ブランド物のバッグを落札したが、届いた物は明らかに偽物だった。

ここがポイント！

- (1) インターネット取引では取引相手が見えないため、信頼できる売り主かどうかをよく見極めましょう。多数の商品を扱う事業者には住所・氏名・TEL等の表示義務がありますので、必ず確認しましょう。店頭価格よりも大幅に安いような場合も要注意です。
- (2) 支払う前に、出品者の連絡先、申込・落札画面などプリントアウトしておきましょう。
- (3) 大切な買い物には、出品者と落札者を仲介する（有料）サービスを利用する手段もあります。（エスクロー、代引、クレジットカード等）銀行振込に比べてそれほど料金が高くないこともあります。

**【事例】** 友人・知人から不要品を多数集め、ネットオークションで出品していたところ、オークション運営事業者から「特定商取引法に違反しているので氏名・住所・TEL等を表示するように」と警告された。

ここがポイント！

- (1) ネットオークションは、個人が容易に売り主となり得るシステムです。個人であっても多数の出品を繰り返す場合には特定商取引法の「販売業者」に該当し、氏名・住所・TEL等や返品特約等の取引条件を表示する義務が発生することがありますので注意しましょう。

#### 5. アフィリエイト

自分のブログ等に商品広告を掲載し、そのブログ等を通じて注文が行われると販売店から成功報酬がもらえる仕組み。最近、月に数十万円も儲かるといった宣伝をよく見かけますが……

(3) それまで受けたサービス代金と一定の損害賠償金を支払えば、理由を問わず中途解約が可能です。

消費者政策ホームページ（経済産業省）：

消費者相談窓口の連絡先、法違反事例等が掲載されています。また、消費者啓発用のパンフレット配布やビデオ貸し出しの申込みもできます。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/index.html>

### クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて

8日間……電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）

20日間……連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

上記の期間内に、書面（ハガキ等）で販売会社に通知します。通知は簡易書留扱いで出しましょう。

原則として、支払った代金は全額返金されますが、クーリング・オフできない場合もあります。詳しくは下記相談窓口または地元の消費生活センターへ御相談ください。

なお、通信販売は、クーリング・オフできません。

### 相談窓口

経済産業省消費者相談室	<a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>	TEL 03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/">http://www.hkd.meti.go.jp/</a>	TEL 011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/">http://www.tohoku.meti.go.jp/</a>	TEL 022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.kanto.meti.go.jp/">http://www.kanto.meti.go.jp/</a>	TEL 048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/">http://www.chubu.meti.go.jp/</a>	TEL 052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/">http://www.kansai.meti.go.jp/</a>	TEL 06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/">http://www.chugoku.meti.go.jp/</a>	TEL 082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/">http://www.shikoku.meti.go.jp/</a>	TEL 087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a>	TEL 092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局消費者相談室	<a href="http://ogb.go.jp/move/">http://ogb.go.jp/move/</a>	TEL 098 - 862 - 4373

※相談の受付は月～金（年末年始を除く）です。受付時間はそれぞれ異なります。

## 8. 資格商法

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法。

**【事例】** 職場に突然電話がきて「あなたの親会社から依頼を受けたので書類を送りたい」と言われ、忙しかったので、つい自宅の住所を教えてしまったところ、後で講座の契約書が送られてきた。

ここがポイント！

- (1) 「結構です」「はいはい」といった曖昧な返事はトラブルのもと。口約束でも契約は成立します。契約の意志がなければはっきり断りましょう。
- (2) 過去に類似の資格講座を受講していた人に、まだ講座の契約は続いていると嘘を言い、更新費用の支払いを求める手口も横行しています。過去の講座が既に終了している場合は、取りあわずきっぱり断りましょう。

## 9. 訪問販売

自宅や職場へ販売員が訪問してくる商法

**【事例】** 「お届けものです」と人が訪ねてきた。ドアを開けると、実は新聞の勧誘員で「部数を伸ばしたいので、名前だけでも良い。いつでも解約できるから」と執拗に勧誘され、夜だったので押し問答になるのも面倒で契約をした。

- (1) 一人暮らしや留守番のときを狙って突然訪問し、電話会社や消防署の職員を装ったり、無料点検と言って家に上がり込み、商品の購入を長時間、執拗に勧める場合があります。
- (2) 簡単にドアを開けたりせず、用件を再度確認する。服装やセールストークに惑わされることなく、契約は慎重にしましょう。

## 10. 特定継続的役務提供

身体の美化、知識の向上等を目的として、継続的に役務（サービス）を提供する取引のことで、エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービスがこれにあたります。

**【事例】** エステの無料体験に軽い気持ちで行ってみた。体験後、「今ならキャンペーン中」と勧められ1年コースの契約をしたが、思うような効果が現れない。前払いで1年分払ってしまったが、解約はできないと言われた。

- (1) 契約期間が比較的長期にわたり、料金が高額で一括前払いのことが多い。サービスの内容が違った、期待した効果が現れない、業者が倒産しサービスが受けられなくなる等のトラブルがあります。
- (2) 契約の締結にあたっては、サービス内容や契約期間、中途解約（退会）時の精算方法、対価の支払方法（クレジット等）等、契約内容について十分確認した上で、慎重に行うことが重要です。特に、長期間の高額な前払いの契約は避ける方が無難です。